

平成29年度地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号を適用する随意契約の発注情報

【高松市上下水道局 財務管理課】

No.	見積徴取 予定日 (A)	案件名 (B)	契約の内容 (C)	納期又は履行期間 (D)	契約の相手方の選定基準及 び決定方法 (E)	契約の申込手続 (F)	契約の相手方 (G)	契約金額 (消費税等の 額を含む。) (H)	契約の相手方とし た理由 (I)
1	平成29年 9月1日	水道メーター13mm ロング改造修理ほか3 件	水道メーター改造修理 ロング13mm 3,180個 ショート13mm 150個 舶来ネジ20mm 240個 上水ネジ20mm 30個	9月6日～11月15日	(1) 地方公営企業法施行令第21 条14第1項第3号に規定する 障害者就労施設で、計量法 第40条第1項に規定する特定 量水器製造事業(水道メータ ー第1類及び第2類)の届出等 があり、また所在地は香川 県内で、かつ、高松市内に 住所を有する者が就労可能 な施設であること (2) 見積金額が予定価格の範囲 内であること(2者以上の者 が見積に参加した場合は見 積金額が予定価格の範囲内 であり、かつ、最も安価で あったこと)	別添参加申込書に記載 の上、財務管理課まで 直接持参して提出する こと  申込み期限 平成29年8月23日 午後3時まで	社会福祉法人 鶴足津福祉会 高瀬荘 施設長 片岡 光春	¥4,081,428	地方公営企業法施行令 第21条14第1項第3号に 該当する香川県内の障 害者就労施設で、計量 法第40条第1項に規定 する特定量水器製造事 業(水道メーター第1類 及び第2類)の届出を行 っている事業所であ り、予定価格内の見積 書が提出されたため、 契約の相手方としまし た。
2	平成30年 1月24日	水道メーター13mm ロング改造修理ほか3 件(その2)	水道メーター改造修理 ロング13mm 1,815個 ショート13mm 3,000個 舶来ネジ20mm 160個 上水ネジ20mm 30個	1月30日～3月23日	(1) 地方公営企業法施行令第21 条14第1項第3号に規定する 障害者就労施設で、計量法 第40条第1項に規定する特定 量水器製造事業(水道メータ ー第1類及び第2類)の届出等 があり、また所在地は香川 県内で、かつ、高松市内に 住所を有する者が就労可能 な施設であること (2) 見積金額が予定価格の範囲 内であること(2者以上の者 が見積に参加した場合は見 積金額が予定価格の範囲内 であり、かつ、最も安価で あったこと)	別添参加申込書に記載 の上、財務管理課まで 直接持参して提出する こと  申込み期限 平成30年1月12日 午後3時まで	社会福祉法人 鶴足津福祉会 高瀬荘 施設長 片岡 光春	¥5,774,868	地方公営企業法施行令 第21条14第1項第3号に 該当する香川県内の障 害者就労施設で、計量 法第40条第1項に規定 する特定量水器製造事 業(水道メーター第1類 及び第2類)の届出を行 っている事業所であ り、予定価格内の見積 書が提出されたため、 契約の相手方としまし た。

- (注) 1 この公表は、予定価格が契約の種類に応じ高松市契約規則別表に規定する額(以下「少額を理由とした随意契約可能範囲」をいいます。)を超えるものを対象にしています。
- 2 発注の見通しの公表の時点ではA～Dの項目、見積徴取前の時点ではA～Fの項目、契約締結後の時点ではA～Iの項目が公表されます。この場合、1者を特定して行うこととして  
いる随意契約のときは、Fの項目は「-」が表示されます。